

有効期間満了日 令和9年3月31日
熊交企第389号
令和3年8月16日

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」
を踏まえた交通事故防止対策の更なる推進について（通達）

本年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、同年8月4日、「交通安全対策に関する関係閣僚会議」が開催され、別添の「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（以下「緊急対策」という。）が決定された。

緊急対策は、通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る交通安全対策について、緊急に対応すべき施策をはじめ重点的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、本県警察においては、今後、これを踏まえた各種交通事故防止対策を推進していくこととしている。

各所属においては、緊急対策の内容について周知徹底を図るとともに、今後、各対策の詳細について別途示すこととしているので、その対応に万全を期されたい。

※ 別添（略）